

# 消費税法改正のお知らせ

平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

主な改正内容は次のとおりです。

(1)消費税込収入の用途が明確化されました

(2)消費税率を2段階で引き上げることにされました

平成26年4月1日から8%へ平成27年10月1日から10%へ

(3)特定新規設立法人に係る事業者免税店制度の不適用制度が創設されました

(4)任意の中間申告制度が創設されました

(5)税率引上げに伴う経過措置が設けられました

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています

また、平成25年6月に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により、以下の

4つの特別措置が設けられ、平成25年10月1日から施行されています。

(1)消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

(2)消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

(3)価格の表示に関する特別措置

(4)消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

なお、詳細については国税庁ホームページに「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」の特集ページが設けていますので、ご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

## お問い合わせ

古河税務署法人課税第一部門

☎0280(32)4161

(内線74)

## 12月4日から10日までは人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

## 第65回人権週間強調事項

「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち」

育てよう 思いやりの心

○女性の人権を守ろう

○子どもの人権を守ろう

○高齢者を大切にすることを育てよう

○障害のある人の自立と社会参加を進めよう

○同和問題に関する偏見や差別をなくそう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○外国人の人権を尊重しよう

○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

○犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

○インターネットを悪用した人権侵害は止めよう

○北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○ホームレスに対する偏見をなくそう

○性的指向を理由とする差別をなくそう

○性同一性障害を理由とする差別をなくそう

○人身取引をなくそう

○東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

人権擁護委員が法務局に常駐してみなさまのご相談にお答えします。

水戸地方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、当支局に常駐し、地域住民の人権が侵害されないよう注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な対応をとっています。

なお、この常駐制度は無料で人権相談（電話による相談可）に応じています。

また、このほか祝祭日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までは当支局職員による相談等も行っています。

## ○常駐時間

毎週月曜日（祝祭日等の休日を除く）

午前10時～午後3時

## ○常駐場所

下妻市下妻乙124番地2

水戸地方法務局下妻支局別館

☎0296(43)3935

## ○常駐委員

下妻人権擁護委員協議会所属の人権擁護委員

水戸地方法務局下妻支局下妻人権擁護委員協議会

## ふれあいセンター大規模改修工事の終了に伴う開館について



7月から大規模改修工事を行っていたふれあいセンターは、工事が終了し、10月22日から開館しました。

休館中、みなさまには大変ご不便をおかけしました。

新しくなったふれあいセンターのご利用をお待ちしております。

## ○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595